

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成 23 年 3 月

神奈川県三浦市

【目次】

第1章 策定の趣旨 -----	1
1-1 背景-----	1
1-2 目的-----	1
1-3 計画の構成-----	1
1-4 計画期間-----	2
第2章 地域の現況と人口 -----	3
2-1 自然環境条件 -----	3
(1) 位置 -----	3
(2) 地形・気候 -----	3
2-2 人口推移・分布 -----	4
(1) 人口の推移 -----	4
(2) 人口分布 -----	4
第3章 廃棄物処理事業の現況及び課題 -----	5
3-1 ごみ処理の現況 -----	5
(1) ごみ処理の体系 -----	5
(2) 排出段階における減量化・資源化の現況 -----	5
(3) ごみの分別区分・収集・運搬の現況 -----	8
(4) ごみ処理状況 -----	14
(5) リサイクル率 -----	16
(6) ごみ処理経費 -----	16
3-2 ごみ処理の現状の課題-----	16
(1) 一般ごみの安定的処理処分 -----	16
(2) 三浦市一般廃棄物最終処分場西岩堂埋立地の残余量の逼迫 -----	16
第4章 廃棄物処理基本計画 -----	17
4-1 計画目標年度 -----	17
4-2 計画目標時のごみ処理基本システム -----	17
(1) ごみ排出方法・収集運搬方法 -----	20
(2) 中間処理方法 -----	20
(3) 最終処分方法 -----	20
(4) 事業系ごみの事業者自己責任による適正処理 -----	20

4-3	品目別の資源化・適正処理の方針	21
4-4	将来推計人口	22
4-5	計画目標時のごみ処理量の推計	22
4-6	計画目標時の減量化・資源化目標	23
	(1) 総ごみ量の削減	23
	(2) 資源化目標	23
4-7	ごみの減量化・資源化への課題	25
	(1) ごみの減量化	25
	(2) ごみの資源化	25
	(3) ごみの適正分別	25
第5章 目標達成に向けた基本方針		26
5-1	計画の基本方針	26
	(1) ごみの発生抑制 (リデュース: Reduce)	26
	(2) ごみの再利用 (リユース: Reuse)	26
	(3) ごみの再資源化の向上 (リサイクル: Recycle)	26
	(4) ごみの排出抑制 (生ごみの水切り)	26
	(5) 事業系一般廃棄物の処理処分	27
	(6) 不法投棄の防止対策	27
	(7) 災害時の対応	27
5-2	目標達成への市、市民及び事業者の役割	27
	(1) 市の役割	27
	(2) 市民の役割	29
	(3) 事業者の役割	29
第6章 施設整備		31
6-1	三浦市清掃事業所	31
	(1) 既存施設	31
	(2) 三浦市清掃事業所用地拡張整備	31
	(3) 塵芥収集車の整備	31
6-2	三浦市環境センター	31
	(1) 既存施設	31
	(2) 広域対象ごみの中継施設としての整備	32
	(3) その他のごみ処理施設としての整備	32
6-3	最終処分場	32
	(1) 既存施設	32

(2) 三浦市一般廃棄物最終処分場西岩堂埋立地 -----	3 3
(3) 三浦市一般廃棄物最終処分宮川埋立地 -----	3 3
6-4 ごみ処理広域化計画に伴う施設整備 -----	3 3
(1) 最終処分場 -----	3 3
(2) 焼却施設 -----	3 4
(3) 不燃ごみ等選別施設 -----	3 4
参考 一般廃棄物処理手数料の改正経過 -----	3 5

第1章 策定の趣旨

1-1 背景

環境問題が叫ばれている今日、ごみ量の増加に伴うごみ処理経費の増加、最終処分場の確保難などごみに関する問題が山積しており、ごみの処理処分に対する意識改革が必要とされています。また、廃棄物の資源化・有効利用は限りあるエネルギー資源の節約、環境保全に貢献することを認識し推進していかなければなりません。

このような状況の下、国、自治体、市民団体、産業界をあげて、ごみの減量化・資源化が押し進められているところであり、国において容器包装リサイクル法をはじめとする様々なリサイクル法が制定され廃棄物のリサイクルに取り組んでいるところです。

本市では、平成14年度から資源化を目的とした4分別15品目のごみの分別排出に取り組んでいます。また、一般廃棄物の堆肥化を中心とした廃棄物処理を基本にごみ処理を行ってきましたが、三浦市一般廃棄物最終処分場西岩堂埋立地残余量の逼迫などにより、その処理方法を見直し、平成16年度から生ごみを含めた一般ごみを焼却処理することとするごみ処理方式に改め進めてきました。

ごみ処理の広域化については、平成10年3月に神奈川県において策定された「神奈川県ごみ処理広域化計画」に基づいて、本市のほか横須賀市、鎌倉市、逗子市、葉山町の4市1町で構成される横須賀三浦ブロックで推進していくこととなりました。

しかし、その後ごみ処理方法等の相違による鎌倉市、逗子市の分離、さらに2市1町における葉山町の離脱等を経て、平成20年6月26日横須賀市三浦市ごみ処理広域化協議会を設立し、2市によるごみ処理広域化を目指すこととなり、平成20年12月1日横須賀市三浦市ごみ処理広域化に関する基本合意書を締結しました。

このような背景の中、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を見直し、平成21年3月策定の2市による「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」と共に、市民、事業者と一体となった「循環型社会の構築」を基本理念として、市域の生活環境の保全に努めるものであります。

1-2 目的

本市におけるごみ処理の現状を踏まえて、ごみの排出抑制及び資源化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、一般廃棄物の発生から処分に至るまでの計画を見直し、市民、事業者、行政が協働し、循環型社会形成への取り組みを進めることを目的とします。

1-3 計画の構成

市町村は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めることとなっています。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されています。また、それぞれごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されています。

1-4 計画期間

計画期間：平成 23 年度～平成 29 年度（7 年間）

本計画は、平成 23 年度を初年度として、ごみ処理広域化本格稼働予定である平成 29 年度までの 7 年間におけるごみ処理基本計画について策定するものとします。なお、計画策定後の社会経済状況などによるごみ処理施策に変動があった場合は、必要に応じて見直すこととします。

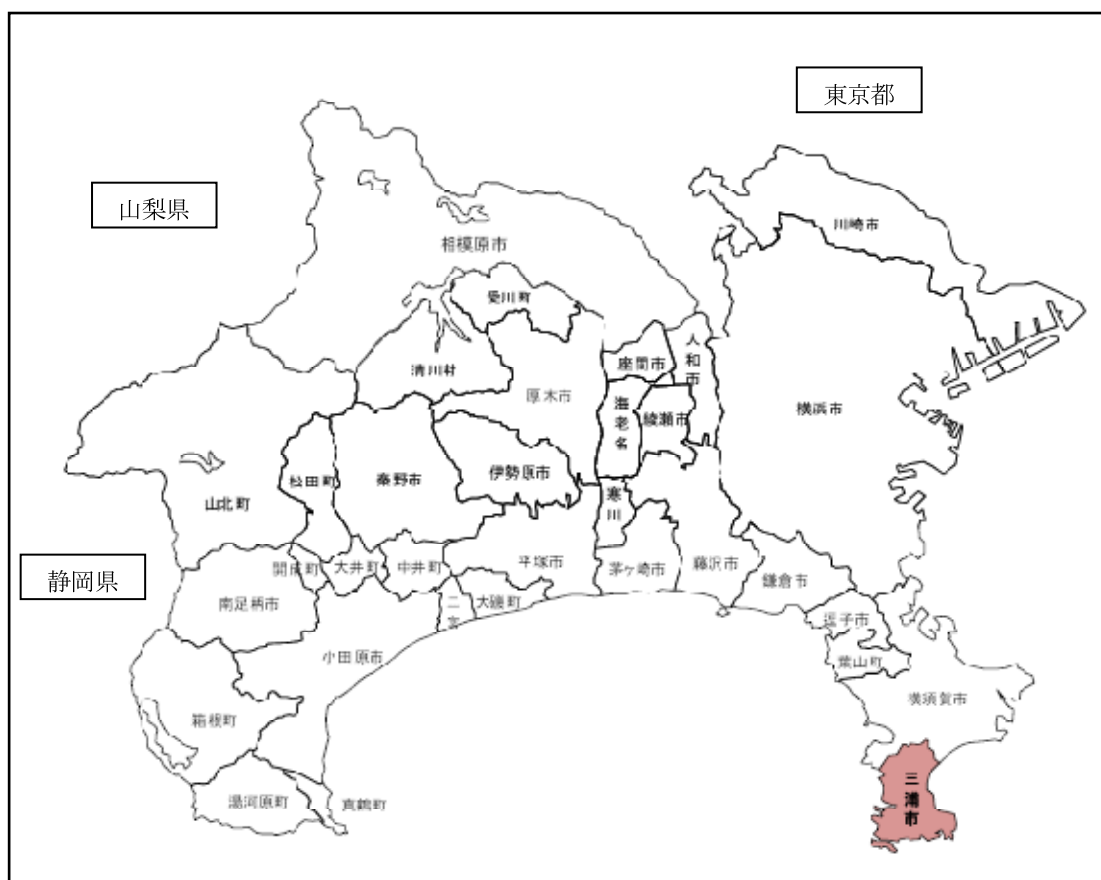
第2章 地域の現況と人口

2-1 自然環境条件

(1) 位置

本市は、神奈川県南東部・三浦半島の最南端に位置し、東京都心から60km、横浜から30km余りの距離にあります。市北部を横須賀市に接するほかは三方を海に囲まれた市域は、東西6.8km、南北9.4km、面積31.44km²の広さを有しています。

図2-1-1 本市位置図



(2) 地形・気候

本市は、なだらかな台地とこれを刻む多くの谷戸から構成されており、台地上の土壌は、ほぼ全域にわたって、きわめて富養で農業に適する腐敗質の黒土に覆われています。

市域を囲う海岸は、諸磯、油壺などのリアス式海岸、三浦海岸や長浜海岸などの砂浜、江奈湾や小網代などの干潟、毘沙門や松輪の岩礁海岸など全長50.3kmの変化に富んだ海岸線を有しています。

気象は、黒潮の影響により年間を通じて温暖であり、地勢的に風が強く、雨が少ないなど半島特有の気象を示します。

2-2 人口推移・分布

(1) 人口の推移

国勢調査を基にした総人口、世帯数、地区別人口の推移を表 2-2-1、図 2-2-1 に示します。人口は、昭和 30 年の市制施行以来、毎年増加していましたが、平成 6 年の 54,339 人をピークに減少傾向にあります。

平成 21 年の人口は 48,671 人で、最近 10 年間の減少人数は 4,104 人、年平均では、410 人の減少となっています。

(2) 人口分布

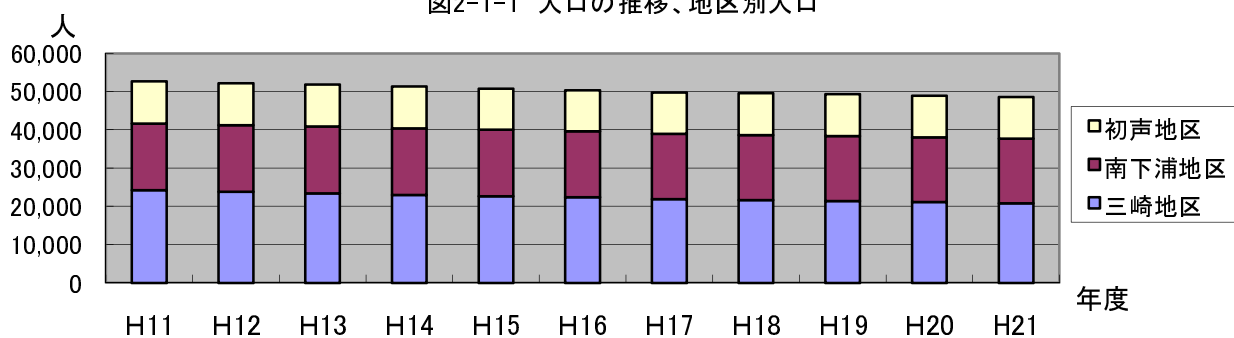
地区別の人口は、おおむね、三崎地区 43%、南下浦地区 35%、初声地区 22%の分布状況となっています。全ての地区において減少傾向にあり、特に三崎地区の減少が顕著になっています。

表 2-2-1 世帯数、人口の推移、地区別人口

(各年 10 月 1 日現在)

区分 年度	総人口・世帯数		地区別人口 (人)		
	世帯数 (戸)	人口 (人)	三 崎	南下浦	初 声
平成 11 年	17,456	52,775	24,288	17,426	11,061
12 年	17,267	52,253	23,844	17,452	10,957
13 年	17,456	51,917	23,461	17,525	10,931
14 年	17,538	51,386	23,073	17,377	10,936
15 年	17,672	50,856	22,703	17,401	10,752
16 年	17,837	50,448	22,462	17,266	10,720
17 年	17,500	49,869	21,994	17,040	10,835
18 年	17,825	49,654	21,719	16,967	10,968
19 年	18,121	49,422	21,489	16,946	10,987
20 年	18,278	49,014	21,186	16,931	10,897
21 年	18,436	48,671	20,912	16,831	10,928

図2-1-1 人口の推移、地区別人口



第3章 廃棄物処理事業の現況及び課題

3-1 ごみ処理の現況

(1) ごみ処理の体系

排出段階における減量化・資源化施策としては、「一人一日、小さなイチゴ1個分（約15g）のゴミを減らそう」を減量目標に、市民の自主的なごみ減量活動を奨励するとともに、生ごみ処理容器等の購入補助制度、集団資源回収活動に対する奨励金制度及び三浦市ごみ減量・再資源化協力店の認定制度などを実施しています。

収集区分は、平成14年度からの新分別に伴い一般ごみ、埋立ごみ、資源物、粗大ごみの4分別、また、資源物を新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装、紙パック、ミックスペーパー、びん、缶、金物類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、枝木草葉類の12品目に分別し収集を行い、資源化の推進を行っています。

処理方法は、一般ごみは環境センターに搬入後、他の自治体に焼却処理を依頼し、焼却灰についても自区外において埋立処分しています。

埋立ごみは、市の最終処分場残余量が逼迫しており、その延命化のため埋立ごみの一部を県外に運び埋立処分し、残りを市の最終処分場で埋立処分をしています。

資源物は、市の資源物選別処理施設等に搬入後、必要な処理を施し、資源物回収業者に引き渡しをしています。

粗大ごみは、その材質により選別処理を行った後、焼却処理、埋立処分及び資源物として引き渡しの三つの処理方法を取っています。

(2) 排出段階における減量化・資源化の現況

排出段階における減量化・資源化施策としては、生ごみ処理機の実用補助制度、資源物回収活動に対する奨励金制度及び三浦市ごみ減量・再資源化協力店の認定制度などを実施しています。また、ファイバーリサイクル運営委員会^{注1}が行う古着・古布の資源物回収を推進しています。

注1) ファイバーリサイクル運営委員会：平成7年から区長会役員、廃棄物減量等推進員及びボランティア団体で構成された古着・古布の資源化を目的とした団体。

① 生ごみ処理機の実用補助制度

平成8年度から、生ごみ処理機の実用補助制度を導入し、また、平成11年度からは電動式生ごみ処理機の実用補助制度を開始しました。

補助金額については、電動式生ごみ処理機が補助率1/2、限度額35,000円、非電動式生ごみ処理機については、1世帯当たり2基まで購入可能で、購入費相当額、限度額1基当たり3,000円の購入費補助をしています。

表 3-1-1 ごみ処理機補助金交付状況

年度	コンポスト容器		EMボカン容器		電動式生ごみ処理機		合計 (決算額)	
	基数 (基)	補助金額 (円)	基数 (基)	補助金額 (円)	基数 (基)	補助金額 (円)	基数 (基)	補助金額 (円)
8	1	3,000	0	0	0	0	1	3,000
9	61	183,000	23	69,000	0	0	84	252,000
10	32	96,000	9	27,000	0	0	41	123,000
11	27	81,000	5	15,000	46	1,348,900	78	1,444,900
12	17	51,000	5	15,000	48	1,411,800	70	1,477,800
13	9	27,000	2	6,000	145	4,258,600	156	4,291,600
14	13	39,000	0	0	51	1,515,420	64	1,554,420
15	13	39,000	0	0	33	1,130,300	46	1,169,300
16	3	9,000	0	0	42	1,389,300	45	1,398,300
17	7	21,000	39	117,000	35	1,137,500	81	1,275,500
18	9	27,000	1	3,000	17	574,300	27	604,300
19	2	6,000	8	24,000	21	709,100	31	739,100
20	4	12,000	0	0	18	591,600	22	603,600
21	8	24,000	0	0	17	577,600	25	601,600
合計	206	618,000	92	276,000	473	14,644,420	771	15,538,420

② 資源化物回収活動に対する奨励金制度

平成2年度から資源化物回収奨励金制度を導入し、資源物の有効利用とごみの減量化を促進するため、資源化物回収団体等に対し奨励金を交付しています。

表 3-1-2 奨励金支給基準(三浦市資源化物回収奨励金交付要綱)

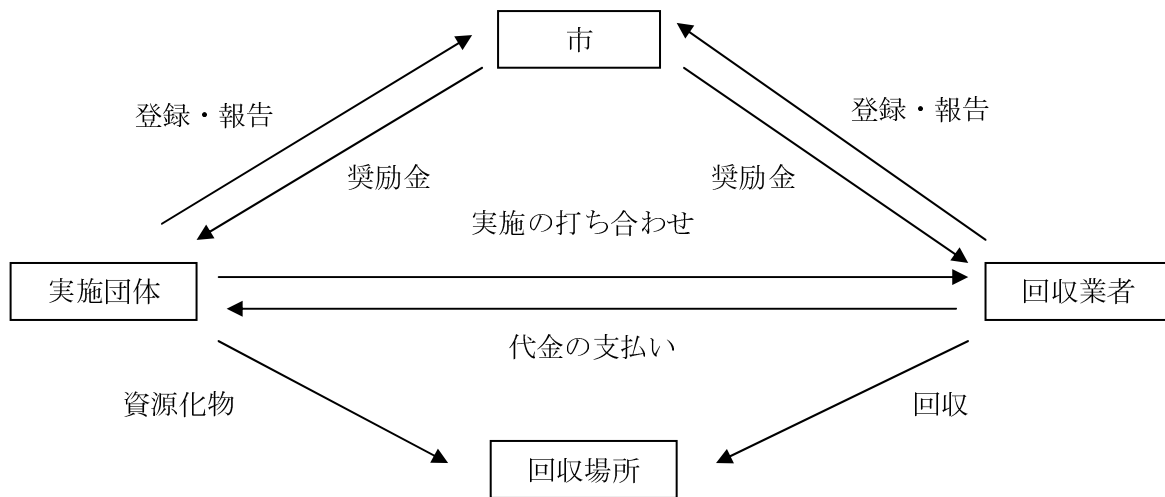
支給区分		奨励金額
集団回収実施団体	実施回数が年間3回以上5回未満であるもの(取扱数量が年間5トン以上であるものを除く。)又は取扱数量が年間3トン以上5トン未満であるもの(実施回数が年間5回以上であるものを除く。)	1団体当たり20,000円
	実施回数が年間5回以上であるもの又は取扱数量が年間5トン以上であるもの	1団体当たり31,000円(取扱数量が5トンを超えるときは、当該超える部分1トンまでごとに1,500円を加算するものとする。)
回収事業者		1回の回収につき 4,000円

表 3-1-3 資源化物実績

年度	回収量 (t)					売却金額 (千円)	実施 団体数 (団体)	実施 回数 (回)	奨励 交付金 (千円)
	びん類	金属類	古紙類	布類	計				
17	12	14	506	101	633	1,251	74	649	3,195
18	11	14	509	102	636	1,437	70	557	3,043
19	10	14	499	102	625	2,143	70	559	3,054
20	8	12	471	102	593	2,229	72	549	3,002
21	8	12	441	107	568	1,022	64	536	2,379

※びん類にはその他(ケース)重量を含む。

図 3-1-1 資源化物回収奨励金制度の概要



③ 拠点回収等

古着・古布の拠点回収を平成7年度以降、ファイバーリサイクル運営委員会が実施しており、年3回(3月、6月、10月)市内を2地区に分けて行っています。

また、使用済み乾電池についても市内の公共施設及び電気店等の協力を得て、乾電池回収ボックスを設置し回収をしています。(使用済み乾電池回収ボックス設置カ所：H22.3.31現在61ヶ所)

表 3-1-4 古着・古布回収量、使用済み乾電池回収量

(単位：トン)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
古着・古布回収量	219	225	223	195	198
使用済み乾電池回収量	10	15	10	15	10

(3) ごみの分別区分・収集・運搬の現況

① 分別区分

ごみの分別区分は、平成3年4月の三浦市環境センター稼働に合わせ、一般ごみ、埋立ごみ、資源物及び粗大ごみの4分別になり、資源物については、びん・缶類、紙類及び金属類の3種類に分けて収集していました。

しかし、ごみのリサイクルを推進するため、資源物の分別品目を増やす取り組みを行い、平成12年度からペットボトル、平成14年度からプラスチック製容器包装、紙パック、ミックスペーパー、紙製容器包装と資源物の品目を増やすと共に、埋立ごみであった枝木も分別品目に加え、現在4分別15品目の分別区分となっています。

なお、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）や資源有効利用促進法（パソコンリサイクル法）で指定されている製品及び市で処理できない処理困難物などは収集していません。

表3-1-5 市で収集・受入できないごみ

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象商品	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
資源有効利用促進法（パソコンリサイクル法）対象商品	パソコン（本体・ディスプレイ）
処理困難物	自動車やバイク及び車の部品（タイヤ・バッテリー等）、消火器、ガスボンベ、油類、耐火金庫 大型電気温水器、ソーラーパネル、ユニットバス ピアノ、エレクトーン、サーフボード、ヨット・ボード（部品含む）、FRP製品、事業で使用していた物（産業廃棄物）、農薬、毒物、化学薬品類、その他市の施設で処理が不可能な物

② 収集・運搬状況

市内を2地区（三崎地区、南下浦・初声地区）に分け、4分別15品目を表3-1-6のように収集しています。

市内ごみステーション数（平成22年3月31日現在）

三崎地区：565箇所、南下浦地区：313箇所、初声地区：169箇所

表3-1-6 ごみの分別区分及び収集回数

ごみの種類		収集回数
一般ごみ	生ごみ、ぬいぐるみ、まくら、小さな木箱など	週3回
埋立ごみ	ガラス、陶磁器、ゴム類、非容器プラスチック、小型家電製品など	月2回
資源物	びん	週1回
	缶	週1回
	金物類	週1回
	新聞紙	週1回
	雑誌	週1回
	段ボール	週1回
	ミックスペーパー	週1回
	紙製容器包装	週1回
	紙パック	週1回
	ペットボトル	月2回
	プラスチック製容器包装	週2回
枝木・草葉類	月2～3回	
粗大ごみ	家電製品、大型家具など	申込制

③ ごみの収集量

平成17年から平成21年度までの5年間の収集区分別実績を表3-1-7及び図3-1-2に、1日1人当たりのごみ量（ごみ原単位）を表3-1-8及び図3-1-3に示します。

平成14年度から本格的な資源物の分別収集を行ったことにより、資源物量は増加をしましたが、近年はほぼ横ばい状態にあります。

ごみ総排出量については、平成18年度以降減少化傾向にあります。本市の1日における1人あたりの総ごみ量は県平均の1人あたりの総ごみ量（平成20年度979g）を上回っています。

表3-1-7 収集区分・品目別ごみ量

(t/年)

ごみの種類		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
一般ごみ	A	9,941	10,185	10,208	10,083	10,183
埋立ごみ	B	1,605	1,540	1,413	1,284	1,245
資源物	びん	593	624	582	573	535
	缶	300	306	294	286	281
	金物類	173	175	177	136	175
	新聞紙	449	505	530	523	514
	雑誌	476	501	528	503	474
	段ボール	353	342	344	356	370
	ミックスペーパー	209	175	152	138	72
	紙製容器包装	190	216	247	253	305
	紙パック	14	13	10	11	12
	ペットボトル	189	178	179	193	183
	プラスチック製容器包装	1,190	1,155	1,141	1,072	958
	枝木・草葉類	1,182	1,319	1,272	1,278	1,303
	その他	176	120	111	106	109
	小計	C	5,494	5,629	5,567	5,428
粗大ごみ	D	168	173	170	152	159
乾電池	E	10	15	10	15	10
自己搬入	F	2,078	2,158	2,298	2,149	2,239
計画収集総量 ① (A+B+C+D+E+F)		19,296	19,700	19,666	19,111	19,127
集団回収量 ②		633	636	625	593	568
古着回収量 ③		219	225	223	195	198
総排出量 (①+②+③)		20,148	20,561	20,514	19,899	19,893

(t)

図3-1-2 収集区分・品目別ごみ量

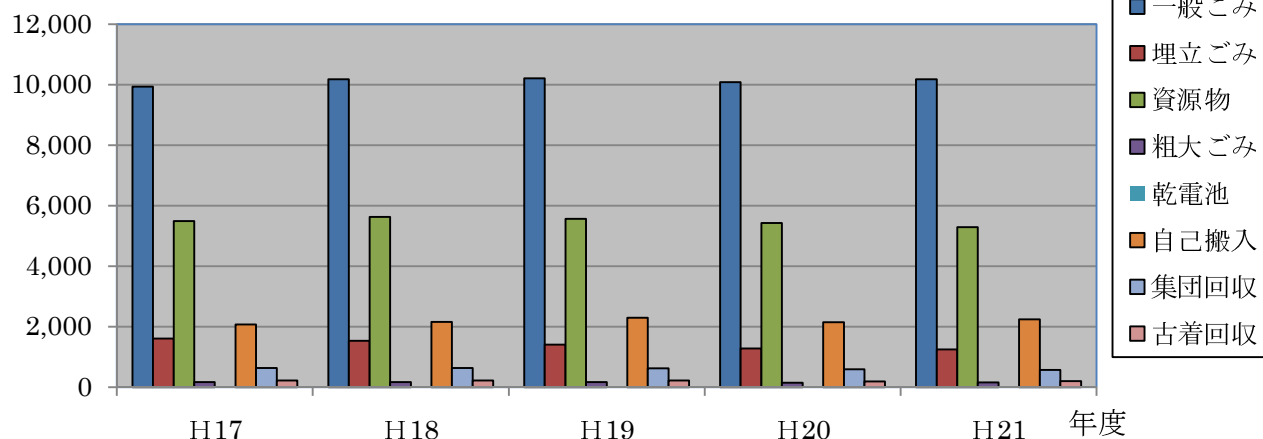
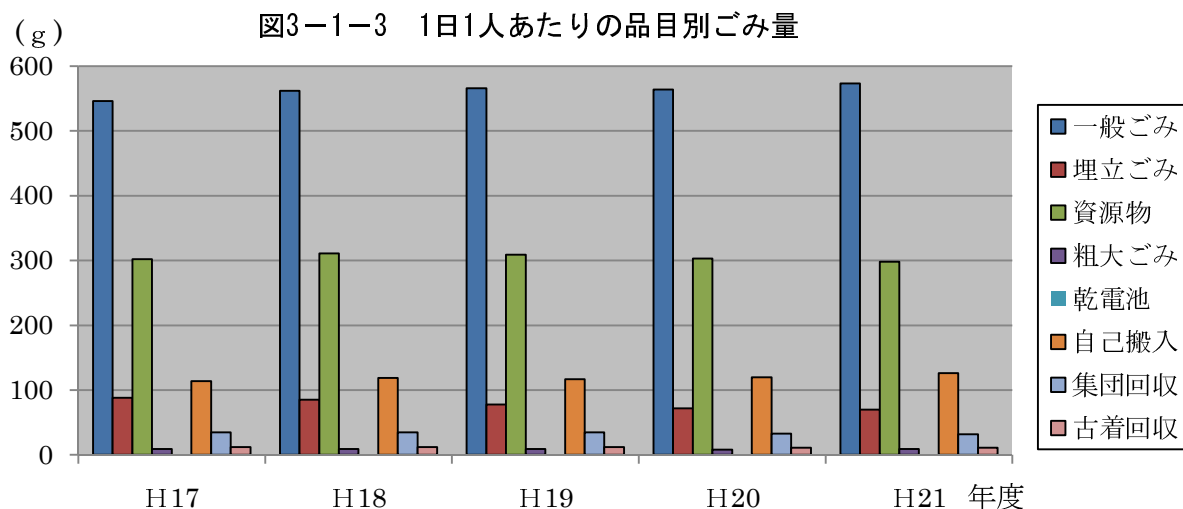


表 3-1-8 1日1人当たりのごみ量 (g/人・日)

ごみの種類		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
一般ごみ	A	546	562	566	564	573
埋立ごみ	B	88	85	78	72	70
資源物	びん	33	34	32	32	30
	缶	17	17	16	16	16
	金物類	10	10	10	7	10
	新聞紙	25	28	29	29	29
	雑誌	26	27	29	28	27
	段ボール	19	19	19	20	21
	ミックスペーパー	11	10	9	8	4
	紙製容器包装	10	12	14	14	17
	紙パック	1	1	1	1	1
	ペットボトル	10	10	10	11	10
	プラスチック製容器包装	65	64	63	60	54
	枝木・草葉類	65	73	71	71	73
	その他	10	6	6	6	6
	小計	C	302	311	309	303
粗大ごみ	D	9	9	9	8	9
乾電池	E	1	1	1	1	1
自己搬入	F	114	119	117	120	126
計画収集総量 ① (A+B+C+D+E+F)		1,060	1,087	1,080	1,068	1,077
集団回収量 ②		35	35	35	33	32
古着回収量 ③		12	12	12	11	11
総排出量 ((①+②+③))		1,107	1,134	1,127	1,112	1,120



④ 一般ごみ及び埋立ごみの組成について

排出される一般ごみと埋立ごみの組成割合は表 3-1-9、図 3-1-4 及び表 3-1-10、図 3-1-5 のとおりです。

今後、紙、布類のうち資源として再利用できる物について分別の徹底を行い、ごみの減量化を図ることが必要です。

表 3-1-9 一般ごみ（可燃ごみ）の湿式ベースごみ質分析組成割合（単位：％）

項目		割合（％）			
		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
種 類 別 組 成	紙類	34.0	31.6	31.2	29.1
	布類	2.9	4.1	4.2	2.5
	ビニール・合成樹脂類	13.1	14.1	12.6	12.0
	ゴム・革類	0.1	0.0	0.0	0.2
	木・竹・わら類	5.1	4.7	3.8	4.1
	厨芥類	33.8	36.0	37.7	43.9
	金属類	0.3	0.1	0.2	0.0
	ガラス・陶器・石	0.1	0.3	0.3	0.8
	小型家電類	0.0	0.0	0.0	0.0
	乾電池類	0.0	0.0	0.0	0.0
	紙おむつ	9.0	7.4	8.7	5.8
	その他	1.6	1.7	1.3	1.6
成 分	水分	62.2	60.1	62.8	63.5
	灰分	4.5	4.3	2.4	4.7
	可燃分	33.3	35.6	34.8	31.8
低位発熱量 (kcal/Kg)		1,363	1,513	1,493	1,240

図 3-1-4 平成 21 年度 一般ごみ(可燃ごみ)の組成割合グラフ

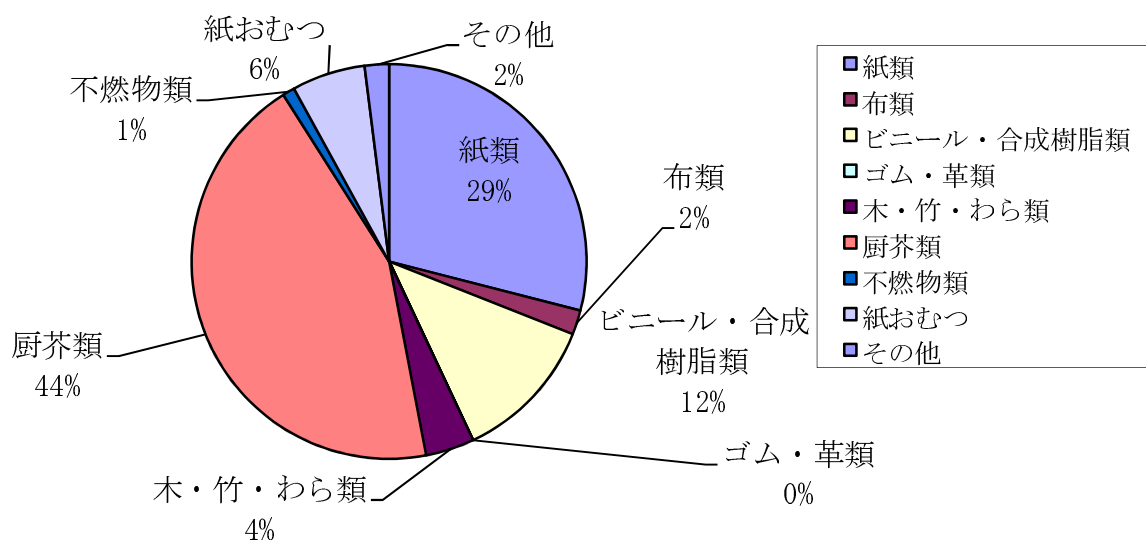
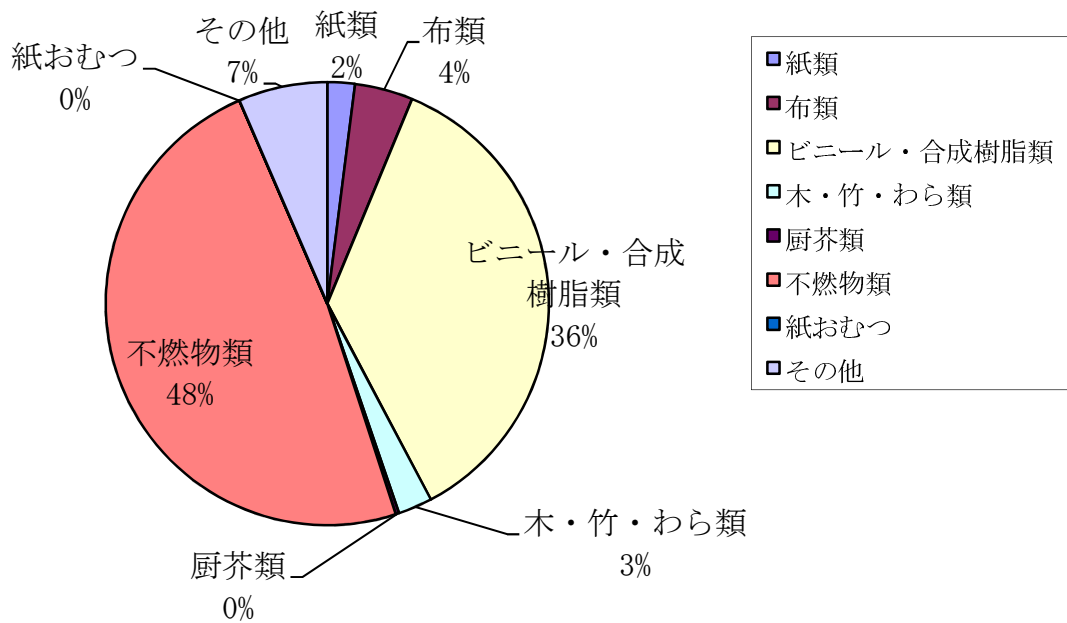


表 3-1-10 埋立ごみ（不燃ごみ）の湿式ベースごみ質分析組成割合 (単位：%)

項目	割合 (%)			
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
紙類	5.00	4.50	4.00	2.00
布類	18.25	8.25	5.25	4.25
ビニール・合成樹脂類	27.75	42.25	31.75	36.00
ゴム・革類	10.75	1.00	6.25	16.00
木・竹・わら類	3.75	3.50	4.50	2.50
厨芥類	0.50	0.00	0.50	0.25
金属類	5.75	7.25	6.50	9.00
ガラス・陶器・石	7.50	18.75	26.75	21.00
小型家電類	7.25	5.25	6.75	0.75
乾電池類	0.75	2.5	0.00	1.75
紙おむつ	0.00	0.00	0.00	0
その他	12.75	6.75	7.75	6.50

図 3-1-5 平成 21 年度 埋立ごみ(不燃ごみ)の組成割合グラフ



① 一般ごみ

一般ごみの処理状況については、平成3年度から行っていた三浦市環境センターでの生ごみの高速堆肥化処理を施設の老朽化等の理由から休止し、平成16年度から他の自治体に焼却処理を依頼しています。

また、焼却処理に合わせ、ぬいぐるみ、まくら、クッションや木製の小箱など可燃性のごみを埋立ごみから一般ごみに分別区分を変更しました。

② 埋立ごみ

西岩堂埋立地残余量の逼迫により、平成13年度から埋め立てごみの一部を自区外の民間処分場に搬出し、処分を行っています。

③ 資源物

資源物は、平成9年から本格施行された容器包装リサイクル法などにに基づき、順次分別収集を実施し資源化を推進しています。

資源化対象物は、新聞紙、雑誌、段ボール、紙製容器包装、紙パック、ミックスペーパーの古紙類、びん、缶、金物類、プラスチック製容器包装、ペットボトル、枝木・草葉類の12品目となっています。

④ 粗大ごみ

粗大ごみは、原則としておおむね50cm以上のものを対象として申し込みによる戸別収集を有料で行っています。

⑤ 乾電池

使用済み乾電池は、公共施設や回収協力店に回収ボックスを設置し、回収後資源化処理を行っています。

⑥ 古着・古布及び集団回収

古着・古布については、ファイバーリサイクル運営委員会が回収を行っており、市でも回収等協力体制を取っています。

また、各地区の自治会等が資源物回収を行っており、実施回数及び回収量などにより、市が奨励金を交付し、地域での集団回収の促進を図っています。

⑦ 事業系ごみ

事業者が行う事業活動に伴い発生する事業系一般廃棄物については、自ら処理することが原則ですが、処理を市に依頼する場合、日量10kg未満の事業者においては、市の有料指定袋又は指定シールを購入し家庭系のごみ集積所に出すか、市の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼するか、又は、自らが市の処理施設に搬入することができます。

なお、日量10kg以上のごみ排出者については、市の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼するか、又は、自らが市の処理施設に搬入することができます。

(5) リサイクル率

本市の過去5年間におけるリサイクル率の推移を表3-1-11に示します。

本市のリサイクル率は平成14年度から開始した4分別15品目の分別回収後、高水準を維持しており県平均を大きく上回っています。

表3-1-11 三浦市と県内資源化率 (単位：%)

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
三浦市 リサイクル率	33.8	35.0	33.7	34.2	34.1
県内平均 リサイクル率	23.0	24.0	24.8	24.9	—

(6) ごみ処理経費

本市のごみ処理経費を表3-1-12に示します。

表3-1-12 ごみ処理経費 (単位：千円)

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
総額	930,109	930,188	918,094	895,387	844,983

3-2 ごみ処理の現状の課題

(1) 一般ごみの安定的処理処分

一般ごみの処理については、平成3年度より三浦市環境センターで高速堆肥化処理を行っていましたが、施設の老朽化及び最終処分場の逼迫に伴い高速堆肥化処理を休止し、平成16年度から他の自治体において焼却処理をお願いしています。そのため、一般ごみの安定的かつ効率的な処理の観点から横須賀市とともに、ごみ処理の広域化に取り組んでいます。

(2) 三浦市一般廃棄物最終処分場西岩堂埋立地の残余量の逼迫

最終処分場の埋立残余量は、平成21年度末現在で6,814 m³となっており、三浦市と横須賀市で行うごみ処理広域化施設稼働までの間、最終処分場の延命化措置が必要となっています。

第4章 廃棄物処理基本計画

4-1 計画目標年度

本計画の目標年度は、横須賀市三浦市ごみ処理広域化施設の稼働開始年度の平成29年度を目標年度とします。なお、ごみ処理広域化までの間のごみ処理については、水切り・分別の徹底を図りながら減量化、資源化に努めます。

4-2 計画目標時のごみ処理基本システム

現在のごみ処理基本システムを図4-3-1に、ごみ処理広域化基本計画を踏まえた計画目標年度以降における将来ごみ処理基本システムを図4-3-2に示します。

将来計画でのごみ処理システムは、可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの資源化と最終処分及び粗大ごみの資源化と処理処分については、ごみ処理広域化施設において処理するものとし、それ以外の資源物については、市が独自に資源化処理するものとします。なお、家庭などからの収集及び市から広域施設までの運搬は市の役割とします。

また、このシステムの適正な運用がなされるよう市及び市民並びに事業者が協力をするよう努めるものとします。

図 4-3-1 処理システム（ごみ処理広域化前）

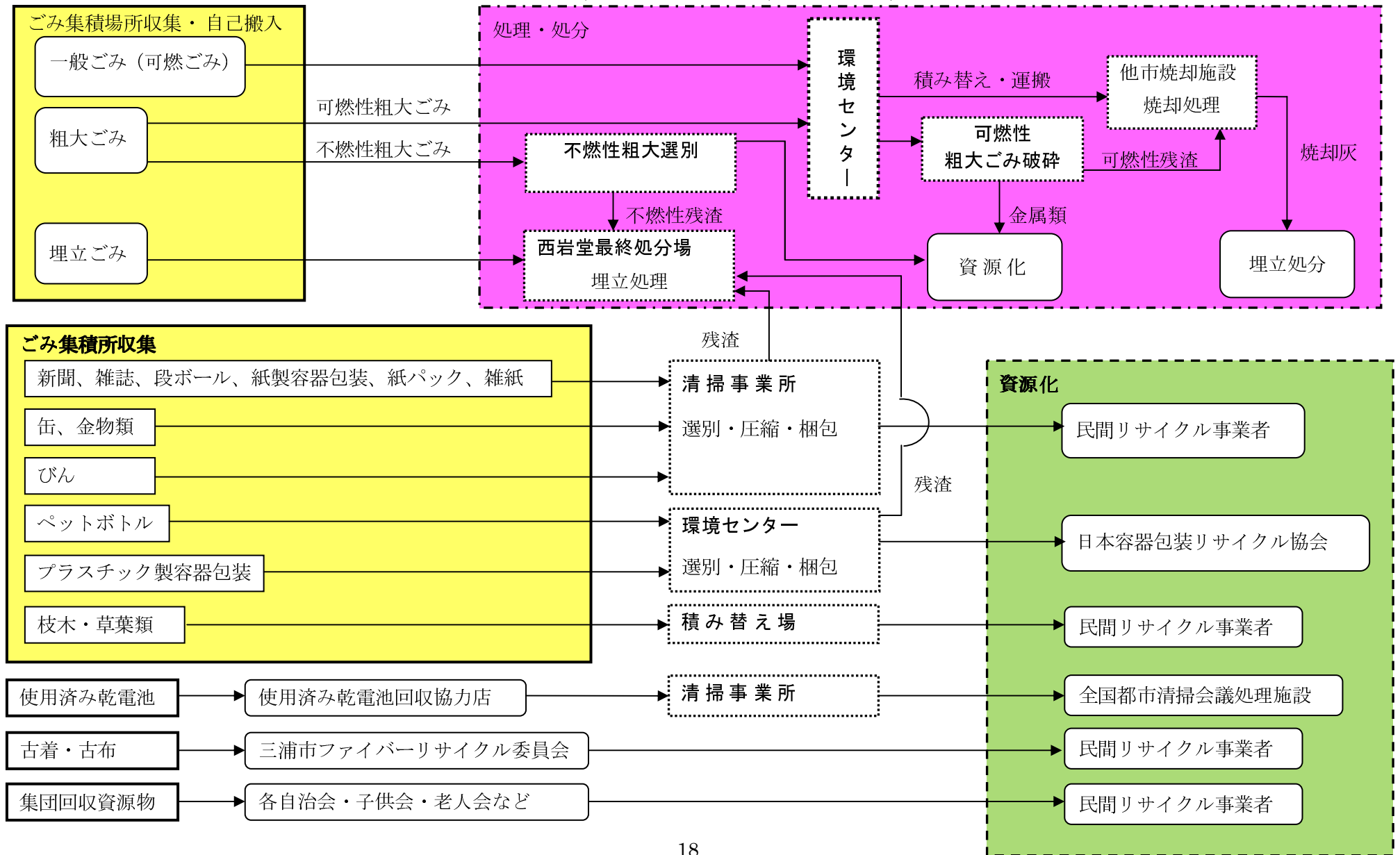
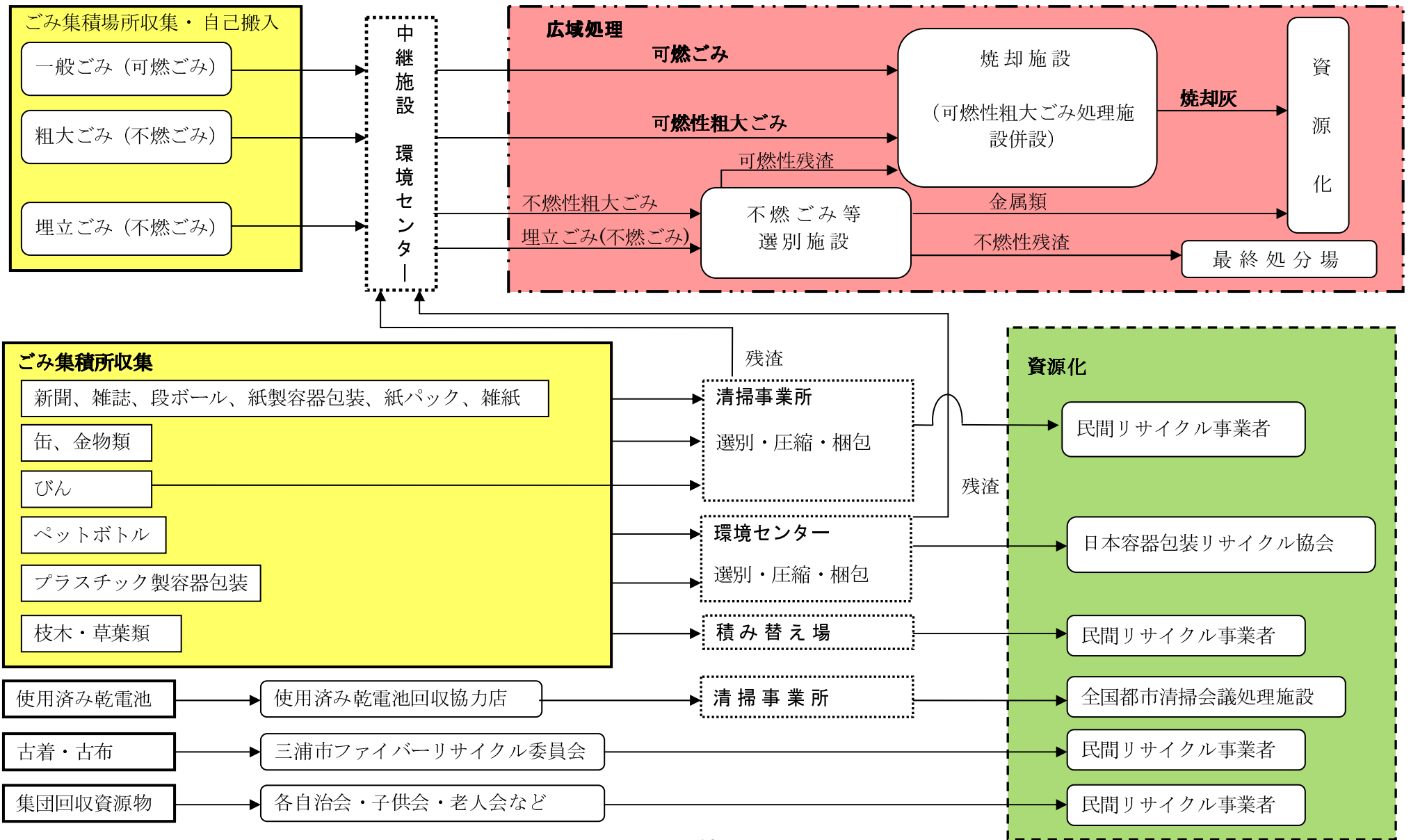


図 4-3-2 将来ごみ処理システム（ごみ処理広域化後）



(1) ごみ排出方法・収集運搬方法

- ① 市は一般廃棄物の減量、リサイクルの促進に向けた方策を定め、一層の減量化、資源化を推進するものとします。
- ② 分別区分は、一般ごみ、埋立ごみ、資源物、粗大ごみの4分別とし、資源物については、新聞紙、雑誌、段ボール、ミックスペーパー、紙製容器包装、紙パック、プラスチック製容器包装、ペットボトル、びん、缶、金物類、枝木・草葉類の12種類を基本とし、ごみ集積所での収集を原則とします。
また、更なる資源化を検討し、必要があれば、分別区分の変更も検討します。
- ③ 使用済み乾電池については、回収協力店制度を維持し、回収協力店での回収を行います。
- ④ 粗大ごみについては、戸別申し込みによる戸別収集を行うものとし、申込受付から収集運搬までを業務委託します。
- ⑤ 古着・古布及び使用済み食用油については、ボランティア団体などの回収事業を推進し、回収、資源化に努めるものとします。
- ⑥ 事業系一般廃棄物については、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物の収集、運搬及び処理に支障がない範囲で、収集、運搬及び処理を行います。

(2) 中間処理方法

- ① 一般ごみ、埋立ごみ、粗大ごみについては、ごみ処理広域化基本計画の処理計画に基づき、処理を行うこととします。なお、ごみの広域化処理が始まるまでは、従前どおりの処理を行います。
- ② 資源物については、ごみ処理広域化施設稼働後においても市独自で従来どおり、選別施設において選別などの処理を施した後、日本容器包装リサイクル協会や民間の処理業者などを通じて資源化を図ります。

(3) 最終処分方法

- ① 埋立ごみについては、最終処分場の延命化を図りつつ従来どおりの埋立処分を行います。
- ② ごみ処理広域化後は、不燃ごみ等選別施設で資源化や焼却処理できない不燃残渣は、本市に建設する新たな最終処分場において埋立処分をします。なお、焼却灰については本市に建設する最終処分場に埋立処理は行いません。

(4) 事業系ごみの事業者自己責任による適正処理

- ① 今後、増加するごみ処理経費の抑制やごみ処理広域化が図られる中で、事業系一般廃棄物を市で処理処分することが難しくなることが考えられ、事業活動に伴い発生するごみについて、自己処理を基本としたごみ施策を推進します。
- ② 平成22年度稼働の三浦バイオマスセンターを始めとする民間処理施設の活用を図り、将来的に事業者自らの責任において、ごみ処理を行えるよう事業系一般廃棄物の処理処分ルート確立を図ります。

4-3 品目別の資源化・適正処理の方針

品目区分	排出・収集区分				処理区分				資源化・減量化及び適正処理の方針	
	市収集区分				店頭回収等	集団回収等	市単独処理	広域処理		自区外処理
	一般ごみ	埋立ごみ	資源物	粗大ごみ						
一般ごみ	○							●	焼却処理によるサーマルリサイクルを図ります。	
埋立ごみ		○						●	不燃ごみ等選別施設において、資源物を選別し、残渣は可燃又は埋立処分します。	
びん・缶			○				○		資源物収集及び集団資源回収による資源化を図ると共に事業者による店頭回収を促進します。	
金物類			○				○		資源物収集及び集団資源回収による資源化を図ります	
紙類	新聞・雑誌			○			○		資源物収集及び集団資源回収による資源化を図ります。	
	段ボール			○			○			
	紙製容器包装			○			○		資源物収集による資源化を図ります。	
	紙パック			○			○		資源物収集及び集団資源回収による資源化を図ると共に事業者による店頭回収を促進します。	
	ミックスペーパー			○			○		資源物収集による資源化を図ります。	
プラスチック類	ペットボトル			○			○		資源物収集後、容器包装リサイクル法に基づく資源化を図ります。	
	プラスチック製容器包装			○			○		資源物収集後、容器包装リサイクル法に基づく資源化を図ります。	
	食品トレー					○			事業者による店頭回収を促進します。市で収集する場合は、プラ容器として収集し、資源化を図ります。	
	非容器包装プラスチック類		○					●	焼却処理によるサーマルリサイクルを図ります。	
枝木・草葉類			○					○	資源物収集による資源化を図ります。	
粗大ごみ				○				●	申し込みによる戸別収集後、広域での処理を行います。	
乾電池					○			○	回収協力店等による回収後、資源化を図ります。	
古着・古布						○			集団資源回収等による資源化を図ります。	

○：現状の施策を継続した対応

●：広域処理による対応

4-4 将来推計人口

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の基本となる目標年度の将来推計人口については、生活排水処理基本計画に基づき、表4-4-1のとおりとします。

表4-4-1 将来推計人口

年度 \ 区分	人口（人）
平成29年度	47,423

4-5 計画目標時のごみ量の推計

計画目標年度における将来ごみ排出量を、平成21年度のごみ量実績（ごみ原単位）を基に、将来推計人口を勘案し、推計すると表4-5-1のとおりです。

表4-5-1 品目別ごみ排出量

（ごみ量：t/年、原単位：g/人日）

ごみの種類	平成21年度		平成29年度（推計値）		
	ごみ量	原単位	ごみ量	原単位	
一般ごみ（可燃ごみ）	10,593	596	10,321	596	
埋立ごみ（不燃ごみ）	2,363	133	2,153	124	
粗大ごみ	可燃性	84	5	82	5
	不燃性	28	1	27	1
	資源物	47	3	46	3
	小計	159	9	155	9
資源物	びん	535	30	521	30
	缶	281	16	274	16
	金物類	175	10	171	10
	古紙類	1,747	98	1,702	98
	ペットボトル	183	10	178	10
	プラスチック製容器包装	779	44	759	44
	枝木・草葉類	2,302	130	2,243	130
	乾電池	10	1	10	1
	小計	6,012	339	5,858	339
集団回収量	568	32	554	32	
古着回収量	198	11	193	11	
総排出量	19,893	1,120	19,234	1,111	

4-6 計画目標時の減量化・資源化目標

計画目標年度における減量化・資源化目標量を表4-6-1に示します。

表4-6-1 減量化・資源化目標量

(ごみ量：t/年、原単位：g/人日)

ごみの種類	平成29年度	
	ごみ量	原単位
一般ごみ（可燃ごみ）	9,884	571
埋立ごみ（不燃ごみ）	1,818	105
粗大ごみ	可燃性	82
	不燃性	27
	資源物	46
	小計	155
資源物	びん	608
	缶	313
	金物類	243
	古紙類	1,824
	ペットボトル	209
	プラスチック製容器包装	868
	枝木・草葉類	2,243
	乾電池	10
	小計	6,318
集団回収量	591	34
古着回収量	208	12
総排出量	18,974	1,096

一般ごみ（可燃ごみ）について、水切りや混入される古紙類の分別徹底などを図り、減量化・資源化に努めるものとします。

さらに、埋立ごみ（不燃ごみ）についても、プラスチック製容器包装等の分別徹底を行い、資源化量の増加を図ります。

(1) 総ごみ量の削減

一般ごみ（可燃ごみ）の排出抑制及び水切りの徹底を行い、目標年度における総ごみ量を推計値より、1人1日当たり15g削減に努めるものとします。

(2) 資源化目標

一般ごみ（可燃ごみ）や埋立ごみ（不燃ごみ）に混入している資源物の分別徹底を行

い、目標年度における資源物の排出量について、推計値より 1 人 1 日当たり 30g 増加に努めるものとします。

4-7 ごみ減量化・資源化への課題

計画目標年度におけるごみ減量化・資源化に向けての課題

(1) ごみの減量化

① 一般ごみに含まれる水分量

一般ごみに含まれる水分量は、平成 21 年度で約 64%となっており、他の自治体と比べて多くなっています。含水率の高さは、燃焼効率の低下など焼却処理に悪影響を与える恐れがあり、また、ごみ処理コストの増加につながります。今後も引き続き排出者に対し、水切りの徹底を周知して行きます。

② 一般ごみに含まれる紙類等の資源物の混入

一般ごみに含まれる紙・布類の組成比は平成 21 年度で 31%を占めており、その中には資源化可能なものも多く含まれています。また、プラスチック製容器包装類についても、使用済みの容器をそのまま一般ごみとして出される事が多くごみ減量化・資源化の妨げの一因となっています。

③ 事業系一般廃棄物の自己処理の推進

事業系一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 3 条で事業者の自己責任において適正に処理しなければならないこととなっています。

本市においては事業系一般廃棄物については、市の処理施設において処理処分されているのが現状です。

しかし、処理費用の増加及び埋立処分場の逼迫、また、今後稼働されるごみ処理広域化の中で、事業活動に伴い発生するごみのうち、産業廃棄物とされる物については事業者における適正処理の厳格化が必要とされます。

(2) ごみの資源化

現在、シュレッダーなどにより裁断された紙類は、市の分別圧縮処理工程の中で、処理が難しいため、一般ごみに分類し焼却処理を行っています。しかし、個人情報の保護という市民の意識の高まりにより今後益々個人情報が記載されている紙類の裁断が増え紙類から一般ごみへの排出が増えていくことが予想されるため、裁断された紙類の資源化方法について検討が必要とされます。

(3) ごみの適正分別

一般家庭及び事業所から排出されたごみの資源化、適正処理を行うためには、排出段階でのごみの適正分別が不可欠です。

分別品目ごとに決められた曜日にごみの適正排出の徹底が必要となっています。

第5章 目標達成に向けた基本方針

5-1 計画の基本方針

計画目標達成に向けたごみ処理の基本方針を以下のとおり定め、市民及び事業者が市と一体となって推進していくよう努めることとします。

(1) ごみの発生抑制（リデュース：Reduce）

ごみ排出量の削減には余分なもの（後にごみとなるもの）を家庭内に持ち込まないことが重要です。事業者には製品に対して簡易な包装に努めるなどごみになるものの削減を求めています。

また、近年のマイバック持参運動、ノーレジ袋運動など、ごみとなるものを極力もらわない運動が、市民の中に広がりを見せています。市及び事業者がこの運動を後押ししていきます。

(2) ごみの再利用（リユース：Reuse）

近年、物を大切にしない傾向があります。

しかし、限りある資源を有効に使うことは、今後大切なことであり、再利用が可能な商品開発やその回収方法の確立など、国・県などに働きかけるとともに、「もったいない」という気持ちを持つ事も大切であり、市民・事業者に対し啓発を行っていきます。

(3) ごみの再資源化の向上（リサイクル：Recycle）

そのままではごみになってしまう物でも分別を行えば、新たな資源物として活用することが可能であり、牽いてはごみの減量化につながります。ごみの発生抑制とともに市民が行える重要な行動の一つといえます。

市でも市民には資源物を12品目という分類に分けて、ごみ集積所に出してもらうというところを行っており、できる限りのリサイクルに努めているところではありますが、依然、一般ごみへの古紙類の混入や容器包装自体が汚れているなどといったことがあります。これはリサイクルの向上を阻害する原因となり、また、その処理費用も増加することとなります。

今後も市民説明会の実施や市広報紙、ホームページなどを通じて市民に協力を求めています。

なお、一般家庭における生ごみの堆肥化による減量・リサイクルの一役を担うため、生ごみ処理機等の購入に際し、補助金を支給する制度を継続していきます。

(4) ごみの排出抑制（生ごみの水切り）

上記の3Rの推進とともに、生ごみの水切りによる排出量の削減を図ります。一般ごみに含まれる水分量を減らすことは、そのままごみ量を減らすことにつながり、生ごみの減量化を図る有効な手立てとなります。

今後も市民説明会の実施や市広報紙、ホームページなどを通じて市民に協力を求めていきます。

(5) 事業系一般廃棄物の処理処分

事業活動に伴い発生する廃棄物は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分類されます。産業廃棄物についての排出事業者の自己責任における適正処理の推進、また、事業系一般廃棄物についても、できる限り処理が可能になるよう市内での民間処理業者の育成を図るとともに排出事業者の自己処理の基本を普及啓発していきます。

(6) 不法投棄の防止対策

本市は、海岸や谷戸が多くあり、不法投棄の温床となっています。市の定期的なパトロールだけでは限界があり、地域住民による不法投棄防止監視員制度や通報制度の確立など、不法投棄ができない環境づくりを図っていきます。

(7) 災害時の対応

災害発生時の迅速な対応のために「三浦市地域防災計画」に基づき廃棄物の処理を行います。なお、災害により本市での対応が困難となった場合は、災害時等相互援助協定に基づき近隣自治体への援助を要請するものとします。

5-2 目標達成への市、市民及び事業者の役割

目標達成に向けた各々の役割を定め、ごみの減量化・資源化を図ります。

(1) 市の役割

ごみの減量化・資源化に対し市民及び事業者が率先し、また、継続して行えるような施策を行います。

① 分別品目の見直し及び周知徹底

ごみ処理広域化に伴い一般ごみ、埋立ごみ及び粗大ごみについて、横須賀市と分別品目の調整し統一を図るとともに、市民などに対し広報紙、ホームページなどを通して周知徹底を図ります。

② ごみ減量化促進のための生ごみ処理機補助事業の推進

一般家庭での生ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機等の購入者に対して補助金を交付します。また、購入店の選択肢を広げるため、様々な方法を検討していきます。

なお、生ごみ処理機利用者から利用状況等のアンケートを行い、生ごみ処理機購入費補助事業に対する費用対効果などを把握します。

③ ごみ処理手数料の検討

増大するごみ処理経費に対処するため、ごみ収集手数料有料化は避けては通れない問題になっています。

平成17年5月26日に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正されました。この改正により、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化されました。

しかし、ごみ処理手数料の有料化は、ごみ排出量の抑制に繋がるという結果報告があるものの、自治事務であり全ての住民が享受する業務を有料化することができるのか議論がされています。

今後、ごみの排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を推進するため、家庭系ごみ処理費用の賦課方法について、その必要性、効果、有効な実施方法などを検討します。

また、その他のごみ処理手数料についても、適正な負担を求めるため、定期的な見直しを図ります。

④ 排出事業者の自己責任によるごみ処理の徹底及び一般廃棄物処理業者の指導・育成
事業系一般廃棄物については、排出事業者の自己責任において適正に処理することとし、事業者が自己の責任において処理できるよう民間のごみ処理事業者の育成を図り、事業者が自己の責任において廃棄物の処理ができる環境づくりを推進します。

また、事業系一般廃棄物の収集運搬及び処分業に係わる事業者に対する指導を行い、廃棄物が適正に処理されるようにします。

⑤ 特定家庭用機器再商品化法等の普及・啓発

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）など各種リサイクル法が施行され、一定品目についてはリサイクルのため、その排出には処理費用の負担が求められるようになってきています。

今後、家電リサイクル法の対象品目の拡大やその他のリサイクル法の制定等、益々リサイクルの重要性が増すことになっていきます。

市ではリサイクルシステムの円滑な運営に尽力を尽くすとともに、不法投棄防止を図るためにも、市民に対しごみの排出には処理経費に対する一定度の自己負担が発生するリサイクル制度の趣旨を周知し、理解を求めます。

⑥ ごみ処理業務の委託化の推進

ごみ処理業務の経費削減に向けた取り組みの一環として、ごみ処理業務の委託化方針を策定し、実施方法などを検討します。

⑦ 資源化物回収奨励金制度の継続

地域住民による資源化物の集団回収は、市民のリサイクル意識の高まりとともに、市の処理業務の負担軽減に寄与するため、この制度を継続し市民に周知を行い、資源化物

回収活動の普及・拡大を図っていきます。

⑧ 市民との協力体制の確立

違反ごみ排出者やごみの不法投棄者などを減らすため、現在の廃棄物減量化等推進員制度の充実やその他パトロール監視員制度など新たな取組み等を検討し、市民との協力体制の拡充を図っていきます。

(2) 市民の役割

① 市の施策に対する協力

市民は市の行うごみ分別や減量化・資源化等のごみ施策に対し、必要とされる協力をするものとします。

○ 分別収集・生ごみの水切り

分別収集や生ごみの水切りなど、市が実施する減量化・資源化施策に積極的に協力するものとします。

○ 3R運動の推進

過剰包装品などの購入自粛やマイバックの持参などによる「ごみの発生抑制 (Reduce)」、物を大切にし、また、再利用品の購入などによる「ごみの再利用 (Reuse)」、市の分別基準に従い適正な排出を心掛け、資源物を資源として再利用する「ごみの再資源化の向上 (Recycle)」に努めるものとします。

○ 地域での集団回収への積極的な参加、協力

地域で行われる資源物の集団回収等に積極的に参加、協力をし、リサイクルの向上に努めるものとします。

○ ごみ集積場所の清潔保持

ごみ集積場所を清潔に保ち、地域の環境保持に努めるものとします。

(3) 事業者の役割

① ごみ減量化計画の策定

「三浦市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」で規定されている大規模事業者については、自己が排出するごみについて減量化計画を策定実施し、ごみの減量化に努めるものとします。

② 自己責任におけるごみの適正処理

事業活動に伴い発生する廃棄物は、排出事業者の責任において適正に処理することを基本とします。

産業廃棄物に該当する物は、自己処理のほか産業廃棄物処理業者に依頼し適正に処理するものとします。

また、事業系一般廃棄物についても、自己処理のほか民間の一般廃棄物処理業者に依

頼し処理することを基本とします。

なお、平成 22 年度から稼働の三浦バイオマスセンターにおいて市内で発生する農水産物残渣などの一部を処理することとします。

また、事業系一般廃棄物のうち、市の処理施設において処理をする場合は、市が実施するごみの分別や減量化・資源化施策に協力するものとします。

第6章 施設整備

6-1 三浦市清掃事業所

(1) 既存施設

資源物（びん・缶）選別処理施設及びその他紙製容器包装等ストックヤード併設

- ・所在地：三浦市三崎町六合 1004-3
- ・施設稼働：昭和45年2月
- ・敷地面積：4,600 m²

<併設施設の概要>

○資源物（びん・缶）選別処理施設

- ・施設稼働：平成4年7月
- ・処理方法：破袋、選別、圧縮
- ・処理能力：4トン/日

○その他紙製容器包装等ストックヤード

- ・施設稼働：平成15年12月
- ・構造規模等：鉄骨造平屋建 378 m²
- ・圧縮機能力：2.5トン/日

(2) 三浦市清掃事業所用地拡張整備

ごみ収集業務職員の事務所とともに、古紙類の選別施設及びびん・缶の有価物選別施設が併設されており、その重要性は高いものとなっています。しかし、各施設とも老朽化が著しく、また、資源物運搬車の大型化に伴い、施設が狭小となってきています。

今後のごみ処理業務の委託化とごみ処理広域化との調整を図りながら、清掃事業所の用地拡張事業及び各施設の建て替え時期を見極め、設備の更新を図っていきます。

(3) 塵芥収集車の整備

塵芥車は収集業務に欠かせないものであり、車両のメンテナンスを始めとする維持管理は最重要な課題です。今後のごみ収集業務における適正な車両配備と維持管理を図ります。

6-2 三浦市環境センター

(1) 既存施設

高速堆肥化・梱包圧縮処理施設

（ペットボトル選別処理施設及びその他プラスチック製容器包装ストックヤード併設）

- ・所在地：三浦市南下浦町毘沙門 11-2

- ・敷地面積：10,419 m²
- ・施設稼働：平成3年4月（平成16年4月から休止）
- ・処理能力：61 トン／日
- ・処理方法：高速堆肥化・圧縮梱包

＜併設施設の概要＞

○ペットボトル選別処理施設

- ・施設稼働：平成11年3月
- ・処理能力：1 トン／日

○その他プラスチック製容器包装ストックヤード

- ・施設稼働：平成16年3月
- ・構造規模等：鉄骨造平屋建2棟 345.5 m²
- ・搬送能力：8.32 トン／日

（2）広域対象ごみの中継施設としての整備

環境センターでは、平成3年度から生ごみの堆肥化に取り組んできましたが、平成16年度から堆肥化施設の老朽化により、堆肥化施設は休止状態となっています。

現在は一般ごみを他の自治体において焼却してもらうため、一般ごみの中継施設となっています。また、環境センターの堆肥化施設の一部設備を活用したプラスチック製容器包装選別施設やペットボトル選別施設が敷地内に設置されています。

ごみ処理広域化に伴い一般ごみ（可燃ごみ・生ごみ）の中継施設としての施設改修や埋立ごみ（不燃ごみ）及び粗大ごみの中継施設としての機能整備を図ります。

（3）その他のごみ処理施設としての整備

プラスチック製容器包装及びペットボトル選別施設について、設備配置を含めた整備を図ります。

6 - 3 最終処分場

（1）既存施設

三浦市一般廃棄物最終処分場西岩堂埋立地

- ・所在地：三浦市南下浦町毘沙門 1673-1
- ・総面積：28,600 m²
- ・施設稼働：平成3年4月
- ・埋立面積：232,150 m²（当初計画：150,000 m²）
※平成21年度末残余量：6,814 m³
- ・埋立方法：セル＋サンドイッチ方式（準好気性埋立）

(2) 三浦市一般廃棄物最終処分場西岩堂埋立地

現最終処分場である西岩堂埋立地は、その埋立残余量が平成 21 年度末現在で 6,814 m³ となっており、広域用最終処分場稼働まで、その延命化を図るため、一部埋立ごみの自区外搬出を行っています。

なお、埋立終了後についても処分場が安定するまでの一定期間について、周辺環境に影響を与えないよう適正な維持管理を行います。

(3) 三浦市一般廃棄物最終処分場宮川埋立地

平成 17 年度に一部埋立処分をしましたが、現在は埋立完了しています。なお、今後も処分場が安定するまでの一定期間について、水処理を行い周辺環境に影響を与えないよう適正な維持管理を行います。

6-4 ごみ処理広域化計画に伴う施設整備

広域処理施設として「焼却施設」「不燃ごみ等選別施設」及び「最終処分場」を整備します。本市においては「最終処分場」を整備します。

なお、施設整備にあたっては、廃棄物を巡る動向や技術革新などを踏まえ、直近のデータにより適切な規模と最新かつ最適な技術を備えた施設となるよう適宜、計画の見直しを行います。

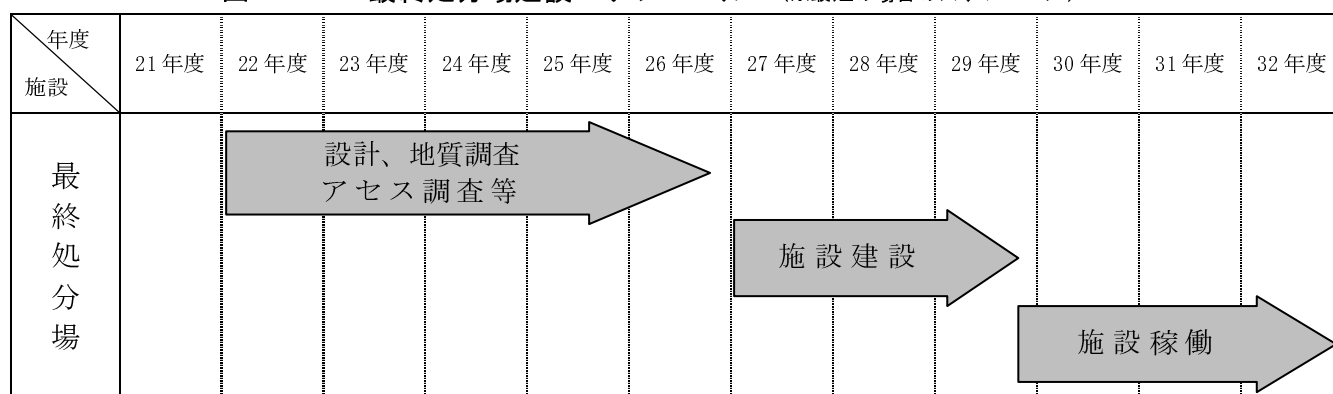
(1) 最終処分場

平成 29 年度稼働を目標に最終処分場を建設します。この最終処分場では、広域施設の不燃ごみ等選別施設からの不燃ごみ残渣を対象とし埋立処分を行います。なお、最終処分場は、ごみの飛散・臭気防止などから屋根付き（クローズ型）処分場とします。

施設規模は約 138,000 m³ で工期を分けて建設することも検討します。

最短の建設スケジュールを図 6-1-1 に示します。

図 6-1-1 最終処分場建設スケジュール (※最短の場合のスケジュール)



(2) 焼却施設（横須賀市に設置）

焼却施設では、一般ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃ごみ等選別施設からの可燃性残渣などを焼却処理し、サーマルリサイクルを行います。焼却処理に伴って発生する熱を回収して、発電や施設内で温水利用を行い、余った電力は電力会社に売却します。

能力：約 430 t /日

(3) 不燃ごみ等選別施設（横須賀市に設置）

不燃ごみ等選別施設では、埋立ごみと不燃性粗大ごみを処理対象とし、破碎・選別処理を行います。選別された金属類は資源化します。可燃性残渣は焼却し、不燃性残渣は埋立処分を行います。

能力：約 50 t /日

◇一般廃棄物処理手数料の改正経過

区		分	S45. 4. 1～	S48. 4. 1～		S49. 4. 1 ～	S51. 4. 1 ～				
み	一般住宅	普通世帯	45 円/月	一般住宅 (1 世帯に つき)	45 円/月	45 円/月	120 円/ 月				
		市長が特に認めた もの	25 円/月								
	商 店	平均より少ないもの	70 円/月	一般住宅以 外 (事業系)	3 円/kg	3 円/kg	6 円/kg				
		平均より多いもの	80 円/月								
	料理店、飲食 店、旅館、喫 茶店、待合そ の他類似する もの	平均より少ないもの	100 円/月								
		平均より多いもの	150 円/月								
	八百屋、花屋 その他類似す るもの	平均より少ないもの	140 円/月								
		平均より多いもの	200 円/月								
	上記以外の屋 舎	平均より少ないもの	200 円/月								
		平均より多いもの	270 円/月								
		特に多いもの	400 円/月								
	臨 時 収 集		300 円/台						3,000 円 /台	3,000 円 /台	6,000 円 /台
	自己搬入	家 庭 系							1.5 円/ kg	1.5 円/ kg	3 円/kg
		事 業 系									
粗大ごみ	一般家庭から排出 される粗大ごみ										
	特別な扱い又は処 理困難物										
死 畜 (動物の死体)		猫 100 円/個 犬 200 円/個		動物の死体	300 円/ 個	300 円/ 個	500 円/ 個				
産業廃棄物	下 記 以 外				3 円/kg	3 円/kg	6 円/kg				
	特別な扱い又は処 理困難物										

区		分	H15. 4. 1～	H19. 7. 1～
ご み	家庭系 一般住宅など 一般生活によ って発生する もの		無 料	無 料
	事業系 ごみ (例) 事務所、作業 所、商店、料理 店、飲食店、旅 館、喫茶店、待 合、八百屋、花 屋その他事業 活動によって 発生するもの	日量 10 kg未満	<指定袋> 10 ㊦袋1枚につき30 円 25 ㊦袋1枚につき75 円 40 ㊦袋1枚につき120 円 <指定シール> 5 kgシール1枚につき75 円 10Kgシール1枚につき150 円 50 kgシール1枚につき750 円 ※ 15 円/kgがベース	<指定袋> 10 ㊦袋1枚につき40 円 25 ㊦袋1枚につき100 円 40 ㊦袋1枚につき160 円 <指定シール> 5 kgシール1枚につき100 円 10Kgシール1枚につき200 円 50 kgシールは廃止 ※ 20 円/kgがベース
		日量 10 kg 以上	(許可業者に依頼又は自己 搬入)	(許可業者に依頼又は自己 搬入)
	臨時収集		6,000 円/台	10,000 円/台
	自己搬入	家 庭 系	5 円/kg (※1)	10 円/kg (※2)
		事 業 系	5 円/kg	10 円/kg
	粗大ごみ	一般家庭から排出 される粗大ごみ	500 円/個	500 円/個
		特別な扱い又は処 理困難物	2,500 円/個	2,500 円/個
	死畜 (動物の死体)		500 円/個	1,000 円/個
	産業廃棄物	下 記 以 外	23 円/kg	23 円/kg
特別な扱い又は処 理困難物		6,000 円/m ³	6,000 円/m ³	

※1 家庭系ごみの自己搬入については、1回の搬入量が 100kg 以上の場合のみ受け入れ可能

※2 家庭系ごみの自己搬入については、1回の搬入量が 50kg 以上の場合のみ受け入れ可能